

【新旧対照表】 令和6年度 特定地域型保育事業指導検査基準の主な改正内容（運営管理）

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
凡例 運営管理（関係法令及び通知等）			
項目番号 49 関係法令及び通知	<u>(削除)</u>	<u>平成 24 年 3 月 30 日条例第四三号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」</u>	関係法令の削除
項目番号 49 関係法令及び通知	<u>令和 5 年 6 月 7 日こ成保 39 5 文科初第 591 号 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」</u>	<u>(追加)</u>	関係法令の追加
項目番号 50 関係法令及び通知	<u>(削除)</u>	<u>平成 21 年 12 月 28 日雇児発 1228 第 2 号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」</u>	関係法令の削除
I-② 運営管理			
1 児童の入所状況 (4)内容及び手続きの説明及び同意	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p><u>2 (削除)</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p><u>2 特定地域型保育事業は、利用申込者からの申出があった場合には、1の文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を運営基準条例第5条第2項各号及び第3項に掲げる方法（以下「電磁的方法」とい</u></p>	運営基準条例改正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>3 (削除)</u></p> <p><u>4 (削除)</u></p> <p>【観点】 1 運営規程及び重要事項等を定めているか。また、内容が十分か。 2 利用者に対して文書により適切に交付及び説明を行い、同意を得ているか。</p> <p><u>3 (削除)</u></p> <p><u>4 (削除)</u></p> <p><u>5 (削除)</u></p>	<p><u>う。)により提供することができる。</u></p> <p><u>3 特定地域型保育事業者は、電磁的方法により、1に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u> <u>(1) 電磁的方法のうち特定地域型保育事業者が使用するもの</u> <u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>4 3の承諾を得た特定地域型保育事業者は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者が再び3の承諾をした場合を除き、1に規定する重要事項の提供を電磁的方法によりしてはならない。</u></p> <p>【観点】 1 運営規程及び重要事項等を定めているか。また、内容が十分か。 2 利用者に対して文書により適切に交付及び説明を行い、同意を得ているか。</p> <p><u>3 利用申込者からの申出があった場合には、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供しているか。</u></p> <p><u>4 電磁的方法により、重要事項を提供しようとする際、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。</u></p> <p><u>5 当該利用申込者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった際、重要事項の提供を電磁的方法によりしていないか。</u></p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>【関係法令等】</p> <p>(1) 運営基準条例第 38 条第 1 項、第 46 条</p> <p>(2) 運営基準条例第 38 条第 1 項</p> <p><u>(1) (削除)</u></p> <p><u>(1) (削除)</u></p> <p><u>(1) (削除)</u></p> <p>【評価事項】【評価】</p> <p>(1) 運営規程及び重要事項等を定めていない。【C】</p> <p>(2) 内容が不十分である。【B】</p> <p>(1) 利用者に対して文書により適切に交付及び説明をして、同意を得ていない。【B】</p> <p><u>(1) (削除)</u></p> <p><u>(1) (削除)</u></p> <p><u>(1) (削除)</u></p>	<p>【関係法令等】</p> <p>(1) 運営基準条例第 38 条第 1 項、第 46 条</p> <p>(2) 運営基準条例第 38 条第 1 項</p> <p><u>(1) 運営基準条例第 38 条第 1 項 (第 5 条第 2 項準用)</u></p> <p><u>(1) 運営基準条例第 38 条第 1 項 (第 5 条第 5 項準用)</u></p> <p><u>(1) 運営基準条例第 38 条第 1 項 (第 5 条第 6 項準用)</u></p> <p>【評価事項】【評価】</p> <p>(1) 運営規程及び重要事項等を定めていない。【C】</p> <p>(2) 内容が不十分である。【B】</p> <p>(1) 利用者に対して文書により適切に交付及び説明をして、同意を得ていない。【B】</p> <p><u>(1) 利用申込者からの申出があった場合に、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供していない。【B】</u></p> <p><u>(1) 電磁的方法により、重要事項を提供しようとする際、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。【B】</u></p> <p><u>(1) 当該利用申込者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった際、重要事項の提供を電磁的方法によりしている。【B】</u></p>	
2 基本方針及び組織 (5) 苦情解決	<p>【基本的考え方】</p> <p>1～2(略)</p> <p>3 <u>家庭的保育事業者等</u>は、区から、保育の提供等に関し、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1～2(略)</p> <p>3 <u>保育所</u>は、<u>東京都又は</u>区から、保育の提供等に関し、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な</p>	基準の見直し、文言の修正のため

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>な改善を行わなければならない。</p> <p>4～7(略)</p> <p>8 特定地域型保育事業者は、区からの求めがあった場合は、<u>7</u>の改善の内容を区に報告しなければならない。</p> <p>【観点】</p> <p>1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p><u>2 苦情解決の体制や手順等、苦情解決の仕組みを作り、広報誌、ホームページ等により利用者等に周知しているか。</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>(1) (削除)</u></p> <p><u>(1) 社会福祉法第 83 条～第 85 条</u></p> <p>【評価事項】 及び【評価】</p> <p>(1) 苦情解決の仕組みを整備していない。</p> <p><u>(2) 苦情解決の体制や手順等、苦情解決の仕組みを利用者等に周知できていない。【B】</u></p>	<p>改善を行わなければならない。</p> <p>4～7(略)</p> <p>8 特定地域型保育事業者は、区からの求めがあった場合は、<u>4</u>の改善の内容を区に報告しなければならない。</p> <p>【観点】</p> <p>1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>(1) 都条例第 19 条第 3 項、第 4 項</u></p> <p>(2) 社会福祉法第 83 条～第 85 条</p> <p>【評価事項】 及び【評価】</p> <p>(1) 苦情解決の仕組みを整備していない。</p> <p><u>(追加)</u></p>	
2 基本方針及び組織 (6) サービスの質の評価等	<u>(削除)</u>	<u>(略)</u>	基準の見直しのため (2(15)と項目が重複している)
2 基本方針及び組織 (8) 運営委員会 【社会福祉法人又は学校法人以外が設置する保育所】	<p>【基本的考え方】</p> <p>社会福祉法人又は学校法人以外が設置する<u>小規模保育事業所等</u>については、社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（<u>家庭的保育事業等</u>の運営に関し、当該<u>家庭的保育事業等</u>の設置者の相談に応じ、又</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>社会福祉法人又は学校法人以外が設置する<u>保育所</u>については、社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（<u>保育所</u>の運営に関し、当該<u>保育所</u>の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を</p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>は意見を述べる委員会をいう。)を設置し、適正に運営する必要がある。</p> <p>ただし、経営者に保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む場合を除く。</p> <p>なお、区が設置し運営業務を委託する場合も同様である。</p>	<p>設置し、適正に運営する必要がある。</p> <p>ただし、経営者に保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む場合を除く。</p> <p>なお、区が設置し運営業務を委託する場合も同様である。</p>	
2 基本方針及び組織 (9) 保育所運営規程	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>家庭的保育事業者等</u>は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を園則として定めておかなければならない。</p> <p>なお、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規程する必要はなく、別途定めている規定を示せば足りる。(以下略)</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>保育所</u>は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を園則として定めておかなければならない。</p> <p>なお、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規程する必要はなく、別途定めている規定を示せば足りる。(以下略)</p>	
2 基本方針及び組織 (14) 特定地域型保育の取扱方針	<p>【基本的考え方】</p> <p>特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針（<u>保育所保育指針</u>）に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	制定主体変更のため
2 基本方針及び組織 (19) 重要事項の揭示と公衆の閲覧	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 特定地域型保育事業所は、当該特定地域型保育事業所の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 特定地域型保育事業所は、当該特定地域型保育事業所の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業の選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p>	運営基準条例改正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>【観点】 3 <u>自動公衆送信により公衆の閲覧に供しているか。</u></p> <p>【関係法令等】 (1) <u>運営基準条例第 50 条（第 23 条準用）</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】 (1) <u>自動公衆送信により公衆の閲覧に供していない。【B】</u></p>	<p>【観点】 (追加)</p> <p>【関係法令等】 (追加)</p> <p>【評価事項】及び【評価】 (追加)</p>	
2 基本方針及び組織 (25) 安全計画の策定	(削除)	(略)	検査基準見直しのため (「11 災害対策の状況」へ移動)
2 基本方針及び組織 (26) 自動車を運行する場合の所在確認	(削除)	(略)	検査基準見直しのため (「11 災害対策の状況」へ移動)
2 基本方針及び組織 (24) 地域型保育給付費等の額の通知	(略)	(追加)	「12 公定価格における各種加算等の状況」から移動
3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等 2 介護休業	<p>【関係法令等】 (3) <u>雇児発第 0802 第 3 号</u></p>	<p>【関係法令等】 (3) <u>雇児発第 1 2 2 8 第 2 号</u></p>	根拠法令の変更
4 職員配置 (1)職員配置 小規模保育事業（A型）	<p>【基本的考え方】 〈常勤保育士の定義〉 ① 事業主と直接期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。） ② 労働基準法施行規則により、明示された就業場所が当該</p>	<p>【基本的考え方】 〈常勤保育士の定義〉 <u>各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち</u> ① 事業主と直接期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）</p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>保育所であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。</p> <p>③ <u>勤務時間が当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上であるものに限る。）に達しているか、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上であり、常態的に勤務し、当該施設（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。</u></p>	<p>② 労働基準法施行規則により、明示された就業場所が当該保育所であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。</p> <p>③ 1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上常態的に<u>継続して</u>勤務し、被社会保険者であること。</p>	
4 職員配置 (2)職員配置 小規模保育事業（B型）	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>2 小規模保育事業所 B 型には、当該小規模保育事業所 B 型の長、保育士その他保育に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。</u></p> <p><常勤保育士の定義></p> <p>① 事業主と直接期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1 年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）</p> <p>② 労働基準法施行規則により、明示された就業場所が当該保育所であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。</p> <p>③ <u>勤務時間が当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上であるものに限る。）に達しているか、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上であり、常態的に勤務し、当該施設（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。</u></p> <p>【観点】</p> <p>保育士資格を持たない保育従事者については、区長が指定する「子育て支援員研修」修了者であるか。 <u>平成 29 年 4 月からこの研修の修了証が必須である</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>設備・運営基準条例第 32 条</u></p> <p>【評価事項】 及び【評価】</p> <p>(1) 職員配置が適正に行われていない。【C】</p>	<p>【基本的考え方】 (追加)</p> <p><常勤保育士の定義> <u>各保育所就業規則等で定めた常勤のうち</u></p> <p>① 事業主と直接期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1 年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）</p> <p>② 労働基準法施行規則により、明示された就業場所が当該保育所であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。</p> <p>③ 1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上常態的に<u>継続して</u>勤務し、社会保険の被保険者であること。</p> <p>【観点】</p> <p>保育士資格を持たない保育従事者 <u>(みなし保育士)</u> については、区長が指定する「子育て支援員研修」修了者であるか。 <u>みなし保育士は H29 年 4 月からこの研修の修了証が必須である。</u></p> <p>【関係法令等】 (追加)</p> <p>【評価事項】 及び【評価】</p> <p>(1) 職員配置が適正に行われていない。【C】</p>	検査基準見直しのため

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>(2) 区長が指定する「子育て支援員研修」を修了していない。</u> <u>【B】</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	
<p>4 職員配置 (3)職員配置 小規模型 事業所内保育事業（A型）</p>	<p>【基本的考え方】 ＜常勤保育士の定義＞ ① 事業主と直接期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。） ② 労働基準法施行規則により、明示された就業場所が当該保育所であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。 ③ <u>勤務時間が当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達しているか、1日6時間以上かつ月20日以上であり、常態的に勤務し、当該施設（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(削除)</u></p>	<p>【基本的考え方】 ＜常勤保育士の定義＞ <u>各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち</u> ① 事業主と直接期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。） ② 労働基準法施行規則により、明示された就業場所が当該保育所であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。 ③ 1日6時間以上かつ月20日以上常態的に<u>継続して</u>勤務し、社会保険の被保険者であること。</p> <p>【関係法令等】 <u>(6)平成17年9月30日0930001号「保育所における保育士等の適正配置について」</u></p>	
<p>4 職員配置 (4)職員配置 小規模型 事業所内保育事業（B型）</p>	<p>【基本的考え方】 <u>2 小規模型事業所内保育事業所（B型）には、保育士その他保育に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。</u></p> <p>＜常勤保育士の定義＞ ① 事業主と直接期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。） ② 労働基準法施行規則により、明示された就業場所が当該保育所であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。 ③ <u>勤務時間が当該保育所等の就業規則において定められて</u></p>	<p>【基本的考え方】 <u>(追加)</u></p> <p>＜常勤保育士の定義＞ <u>各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち</u> ① 事業主と直接期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。） ② 労働基準法施行規則により、明示された就業場所が当該保育所であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。</p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>いる常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達しているか、1日6時間以上かつ月20日以上であり、常態的に継続して勤務し、当該施設（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。</u></p> <p>【観点】 保育士資格を持たない保育従事者については、区長が指定する「子育て支援員研修」修了者であるか。 平成29年4月からこの研修の修了証が必須である。</p> <p>【関係法令】 <u>（1）設備・運営基準条例第48条</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】 (1) 職員配置が適正に行われていない。【C】 <u>(2) 「子育て支援員研修」を修了していない。【B】</u></p>	<p>③ 1日6時間以上かつ月20日以上常態的に<u>継続して</u>勤務し、社会保険の被保険者であること。</p> <p>【観点】 保育士資格を持たない保育従事者（<u>みなし保育士</u>）については、区長が指定する「子育て支援員研修」修了者であるか。 <u>みなし保育士はH29年4月からこの研修の修了証が必須である。</u></p> <p>【関係法令】 <u>（追加）</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】 (1) 職員配置が適正に行われていない。【C】 <u>（追加）</u></p>	
4 職員配置 (6)採用、退職	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（<u>通算契約期間又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む</u>）</u></p> <p>③ <u>就業の場所及び従事すべき業務に関する事項（<u>就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む</u>）</u></p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>3 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付等により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項</p> <p>③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>3 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付等により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。</p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>労働の実態が就業規則等と異なる場合には、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。</p> <p><u>なお、有期労働契約の締結において、その契約期間内に無期転換申込権が発生する場合は、無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件を明示する必要がある。</u></p> <p><パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項> 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口</p>	<p>労働の実態が就業規則等と異なる場合には、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。</p> <p><パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項> 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口</p>	
5 勤務状況 (1) 勤務体制	<p>【観点】 1 (略) <u>2 年 10 日以上年次有給休暇が付与されている職員は付与された日から1年間で5日以上取得できているか。</u></p> <p>【評価事項】 及び【評価】 (1) (略) <u>(2) 有給休暇を1年間で5日以上取得できていない職員がいる。【B】</u></p>	<p>【観点】 1 (略) <u>(追加)</u></p> <p>【評価事項】 及び【評価】 (1) (略) <u>(追加)</u></p>	基準見直しのため
5 勤務状況 (4) 勤務状況の帳簿の整備	<p>【基本的考え方】 職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出勤・退勤に関するもの (タイムカード) ・ 出張 (外出) に関するもの ・ 所定時間外勤務に関するもの ・ 休暇取得に関するもの 等 <p><u>(参考) 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン (平成 29 年 1 月 20 日策定)</u></p>	<p>【基本的考え方】 職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出勤・退勤に関するもの (タイムカード) ・ 出張 (外出) に関するもの ・ 所定時間外勤務に関するもの ・ 休暇取得に関するもの 等 <p><u>(追加)</u></p>	検査基準見直しのため

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
6 職員給与等の状況 (3) 賃金台帳	<p>【基本的考え方】 使用者は、賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他法令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。</p> <p><記載事項> ①氏名 ②性別 ③給料の計算期間 ④労働日数 ⑤労働時間数 ⑥時間外、休日の労働時間数、深夜労働の時間数 ⑦基本給、手当など賃金の種類ごとの額 ⑧賃金控除の額</p>	<p>【基本的考え方】 使用者は、賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他法令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。</p> <p>(追加)</p>	検査基準見直しのため
7 健康管理 (2) 健康診断	<p>【基本的考え方】 (略)</p> <p>【雇入れ時健康診断及び定期健康診断の項目は以下のとおり。】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長(※2)、体重、腹囲(※2)、視力及び聴力の検査 4 胸部エックス線調査(※2)及び喀痰検査(※1、2) 5 血圧の測定 6 貧血検査(色素量及び赤血球数)(※2) 7 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)(※2) 8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(※2) 9 血糖検査(※2) 10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査) 11 心電図検査(※2) <p>※1 喀痰検査は、定期健康診断のみの項目 ※2 定期健康診断における健康診断の項目の省略基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身長：20歳以上の者 ・腹囲：1.40歳未満(35歳を除く)の者 2.妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 3.BMIが20未満である者 4.BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者 ・胸部エックス線検査：40歳未満のうち、次のいずれにも該 	<p>【基本的考え方】 (略)</p> <p>(追加)</p>	検査基準見直しのため

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>当しない者 1.5歳毎の節目年齢(20歳、25歳、30歳及び35歳)の者 2.感染症法で結核に係る定期的健康診断の対象とされている施設等で働いている者 3.じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者</u></p> <p><u>・喀痰検査：1.胸部エックス線検査を省略された者 2.胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者</u></p> <p><u>・貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査：35歳未満の者及び36～39歳の者</u></p> <p>【関係法令】 <u>(1)平成10年6月24日労働大臣告示第88号「労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」</u></p>	<p>【関係法令】 <u>(1)(追加)</u></p>	
9 施設長の責務 施設長の責務	<p>【基本的考え方】 <u>2 施設長は、小規模保育事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たしている者とする。</u></p> <p><u>(1) 法第7条第1項に定める児童福祉施設において、次に掲げる職のいずれかに2年以上従事した者</u></p> <p><u>ア 施設長の職</u></p> <p><u>イ 月120時間以上施設に勤務する者であって、児童の処遇に直接従事する職員の職</u></p> <p><u>(2) 保育士であって、次のアからオまでのいずれかに該当する者</u></p> <p><u>ア 保育所又は幼保連携型認定こども園において、月120時間以上、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。ただし、幼保連携型認定こども園の場合、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号又は第3号の認定を受けた児童に対する保育に従事していた者に限る。</u></p> <p><u>イ 認証保育所の施設長として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。</u></p> <p><u>ウ 子ども・子育て支援法第7条に定める地域型保育事業の</u></p>	<p>【基本的考え方】 <u>2 施設長は職務に専念する必要がある。</u></p> <p><u>保育所の施設長は、保育事業の適正かつ円滑な推進を図るため専任若しくは専任に準ずる者であること。専任若しくは専任に準ずる者とは、常時実際にその保育所の運営管理の業務に専従し、かつ有給の者であること。従って、2以上の施設若しくは他の業務と兼務し、保育所長としての職務を行っていない者は施設長に該当しない。</u></p> <p>なお、夜間保育所においては、施設長は、保育士の資格を有し、直接児童の保育に従事することができるものを配置するよう努めること。</p>	検査基準見直しのため

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>うち小規模保育事業又は事業所内保育事業の運営責任者（施設長に類する者）として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。</u></p> <p><u>エ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園の園長として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。</u></p> <p><u>オ アからエまでに準ずる者であって、区長が適当と認めた者</u></p> <p><u>（3）社会福祉士若しくは社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業に2年以上従事した者（公的機関等が実施する保育所長研修を受講し、修了した者に限る。）</u></p> <p><u>（4）第1号から第3号までに準ずる者であって、区長が適当と認めた者（公的機関等が実施する保育所長研修を受講し、修了した者に限る。）</u></p> <p><u>施設長は、教育・保育の提供が困難であり、かつ、施設運営に重大な支障が生じると認められる場合に、保育従事者との兼任を可とする。</u></p> <p>なお、夜間保育所においては、施設長は、保育士の資格を有し、直接児童の保育に従事することができるものを配置するよう努めること。</p> <p>【評価事項】及び【評価】</p> <p>(2) 常時<u>小規模保育事業所等</u>の運営管理の業務に専従していない。</p>	<p>【評価事項】及び【評価】</p> <p>(2) 常時<u>保育所</u>の運営管理の業務に専従していない。</p>	
10 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	<p>【基本的考え方】</p> <p>4 <u>家庭的保育事業者等</u>は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>4 <u>保育所</u>には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>	検査基準見直しのため
10 建物設備等の管理 (2) 建物設備の状況	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 <u>家庭的保育事業所等</u>の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危険防止に十分な考慮を払って設けなければならない。</p> <p>具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 <u>保育所</u>の設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p> <p>具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環</p>	検査基準見直しのため

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。</p> <p>そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。</p> <p><u>〈配慮すべき事項例示〉</u></p> <p><u>ア 指つめ防止策</u></p> <p><u>イ 不審者の侵入防止・児童の飛び出し等防止策</u></p> <p><u>ウ 照明器具等の飛散防止策・落下防止策、備品等の転倒防止策</u></p> <p><u>エ ガラスへの衝突防止</u></p> <p><u>オ 建具などの面取り等</u></p> <p><u>カ 感電防止</u></p> <p><u>キ 転落防止策</u></p> <p><u>ク 進入防止策</u></p> <p><u>ケ 階段等の安全対策</u></p> <p><u>コ 覗き見防止策</u></p> <p><u>サ 開き戸の安全対策</u></p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。</p> <p>そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。</p> <p>2 <u>保育所を利用している者の使用する設備等については、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</u></p>	
11 災害対策の状況 (5) 防災訓練等	<p>【評価事項】及び【評価】</p> <p>(1) 保護者等への連絡体制や引渡し方法が不明確【B】</p> <p><u>(2) 引渡し訓練をしておらず保護者との連絡体制や引渡し方法等についての確認が不十分である。【B】</u></p>	<p>【評価事項】及び【評価】</p> <p>(1) 保護者等への連絡体制や引渡し方法が不明確<u>(追加)</u></p>	検査基準見直しのため
11 災害対策の状況 (8) 安全対策	<p>【基本的考え方】</p> <p>法人及び施設管理者並びに従事者は、児童の安全の確保について、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>法人及び施設管理者並びに従事者は、児童の安全の確保について、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全</p>	検査基準見直しのため

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	確保に努めなければならない。 <u>外部からの不審者等の侵入防止、事故発生時等の適切な救命措置、その他重大事故等のための措置</u> や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。	確保に努めなければならない。 <u>外部からの不審者等の侵入防止・その他重大事故等のための措置</u> や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。	
11 災害対策の状況 (9) 安全計画の策定	(略)	<u>(追加)</u>	「2 基本方針及び組織 (25) 安全計画の策定」から移動
(10) 自動車を運行する場合の所在確認	(略)	<u>(追加)</u>	「2 基本方針及び組織 (26) 自動車を運行する場合の所在確認」から移動
12 <u>公定価格における各種加算等の状況</u> (4) 減価償却費加算	【基本的考え方】 <u>(削除)</u>	【基本的考え方】 1 以下の要件全てに該当する施設に加算する。 <u>(1) 小規模保育事業の用に供する建物が自己所有であること。</u> <u>(2) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること。</u> <u>(3) 建物の整備・改修に当たって、改修費等（以下「改修費等」という。）の国庫補助金の交付を受けていないこと。</u> <u>(4) 賃借料加算の対象となっていないこと。</u> <u>(注1) 事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。</u> <u>(注2) 改修費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には（ウ）に該当することとして差し支えない。</u> <u>①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合。</u> <u>②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこ</u>	検査基準見直しのため

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>【観点】 <u>(削除)</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(削除)</u></p> <p>【評価事項】【評価】 <u>(削除)</u></p>	<p>と。</p> <p><u>③ 1事業所当たりの改修等に要した費用を 2,000 で除して得た値が、建物全体の延面積に 2 を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が 1,000 万円以上であること。</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>1 建物が自己所有であるか</u></p> <p><u>2 建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生しているか。</u></p> <p><u>3 建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないか。</u></p> <p><u>4 賃借料加算の対象となっていないか。</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>(1) 留意事項通知第 1 (1) 別紙 6 III 6、別紙 8 III 6</u></p> <p>【評価事項】【評価】</p> <p><u>(1) 建物が自己所有でない。【B】</u></p> <p><u>(1) 建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していない。【B】</u></p> <p><u>(1) 建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けている。【B】</u></p> <p><u>(1) 賃借料加算の対象となっている。【B】</u></p>	
<p>12 <u>公定価格における各種加算等の状況</u></p> <p>(5) 賃借料加算</p>	<p>【基本的考え方】 <u>(削除)</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>1 以下の要件全てに該当する施設に加算する。</u></p> <p><u>(1) 小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること。</u></p> <p><u>(2) (1)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること。</u></p> <p><u>(3) 「小規模保育設置促進事業(賃貸料補助)」等の国庫補助を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと。</u></p> <p><u>(4) 減価償却費加算の対象となっていないこと。</u></p> <p><u>(注) 事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の</u></p>	<p>検査基準見直し</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>【観点】 <u>(削除)</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(削除)</u></p> <p>【評価事項】【評価】 <u>(削除)</u></p>	<p><u>延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。</u></p> <p>【観点】</p> <p>1 <u>建物が賃貸物件であるか。</u></p> <p>2 <u>賃借料が発生しているか。</u></p> <p>3 <u>「小規模保育設置促進事業（賃貸料補助）」等の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないか。</u></p> <p>4 <u>減価償却費加算の対象となっていないか。</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>(1) 留意事項通知第1（1）別紙6Ⅲ7、別紙8Ⅲ7</u></p> <p>【評価事項】【評価】</p> <p><u>(1) 建物が自己所有でない。【B】</u></p> <p><u>(1) 建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していない。【B】</u></p> <p><u>(1) 建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けている。【B】</u></p> <p><u>(1) 賃借料加算の対象となっている。【B】</u></p>	
<p>12 <u>公定価格における各種加算等の状況</u></p> <p>(8) 第三者評価受審加算</p>	<p>【基本的考え方】 <u>(削除)</u></p> <p>【観点】 <u>(削除)</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>1 「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設に加算する。</u></p> <p>【観点】</p> <p>1 <u>区が認める第三者機関による評価を受審しているか。</u></p> <p>2 <u>受審結果を公表しているか。</u></p>	<p>検査基準見直しのため</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>【関係法令等】 <u>(削除)</u></p> <p>【評価事項】【評価】 <u>(削除)</u></p>	<p>【関係法令等】 <u>(1) 留意事項通知第1(1)別紙6 VI 7、別紙8 VI 7</u></p> <p>【評価事項】【評価】 <u>(1) 区が認める第三者機関による評価を受審していない。【C】</u> <u>(2) 受審結果を公表していない。【B】</u></p>	
<p>12 <u>公定価格における各種加算等の状況</u> (9) 地域型保育給付費等の額の通知</p>	<u>(削除)</u>	(略)	<p>検査基準見直しのため (「2 基本方針及び組織」へ移動)</p>
<p>12 <u>公定価格における各種加算等の状況</u> (5) 栄養管理加算</p>	<p>【評価事項】【評価】 (1) 栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導が行われていない。【B】 (2) <u>加算の配置・兼務・嘱託と勤務実態に差がある。【B】</u></p>	<p>【評価事項】【評価】 (1) 栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導が行われていない。【B】 <u>(追加)</u></p>	<p>検査基準見直しのため</p>
<p>12 <u>公定価格における各種加算等の状況</u> (6) 処遇改善等加算 ア 加算額に係る使途</p>	<p>【基本的考え方】 <u>1 基本的な考え方</u> <u>加算Ⅰの基礎分に係る加算額は、職員の賃金の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てること。</u> <u>加算Ⅰの賃金改善要件分、加算Ⅱ及び加算Ⅲに係る加算額は、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てること。</u> <u>また、当該改善の前提として、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額についても同様であること。</u> <u>2 賃金の改善の方法</u> <u>処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、その方針をあらかじめ職員に周知し、改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目の水準を低下させないことを前提に行うこととともに、対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意すること。</u></p>	<p>【基本的考え方】 <u>(新設)</u></p>	<p>検査基準見直しのため</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>3 加算Ⅰの賃金改善要件分及び加算Ⅲに係る加算額については、各施設・事業所で決定する範囲の職員に対し、基本給、手当、賞与又は一時金等のうちから改善を行う賃金の項目を特定した上で、毎月払い、一括払い等の方法により賃金の改善を行うことができ、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。なお、手当や一時金等については、基本給の引上げや定期昇給の増額等に段階的に反映していくことが望ましく、給与表や給与規程の見直しを推進すること。</u></p> <p><u>加算Ⅱに係る加算額については、副主任保育士、専門リーダー又は中核リーダー及び職務分野別リーダー又は若手リーダーに対し、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により賃金の改善を行うこととし、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>1 加算Ⅰの基礎分に係る加算額は、職員の賃金の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てているか。</u></p> <p><u>2 加算Ⅰの賃金改善要件分、加算Ⅱ及び加算Ⅲに係る加算額は、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てているか。</u></p> <p><u>3 国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額もその全額を職員の賃金の改善に確実に充てているか。</u></p> <p><u>1 処遇改善等加算による賃金の改善の方針をあらかじめ職員に周知しているか。</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>1 処遇改善等加算通知第3の1</u></p> <p><u>1 処遇改善等加算通知第3の2</u></p> <p>【評価事項】</p> <p><u>1 加算Ⅰの基礎分に係る加算額を、職員の賃金の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てていない。【C】</u></p> <p><u>2 加算Ⅰの賃金改善要件分、加算Ⅱ及び加算Ⅲに係る加算額</u></p>	<p>【観点】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>【評価事項】</p> <p><u>(新設)</u></p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>を、その全額を職員の賃金の改善に充てていない。【C】</p> <p>3 国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額全額を職員の賃金の改善に確実に充てていない。【C】</p> <p>1 処遇改善等加算による賃金の改善の方針をあらかじめ職員に周知していない。【B】</p>		
<p>12 公定価格における各種加算等の状況</p> <p>(6) 処遇改善等加算</p> <p>イ 処遇改善等加算 I 賃金改善要件 処遇改善等加算 II・III 加算要件</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 加算認定に係る要件</p> <p>「賃金改善計画書（処遇改善等加算 I・II・III）」を都道府県知事に提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知すること。または、「賃金改善を行う旨の誓約書」を提出するとともに、その内容を職員に周知すること。</p> <p>【観点】</p> <p>1 「賃金改善計画書（処遇改善等加算 I・II・III）」または「賃金改善を行う旨の誓約書」を提出しているか。</p> <p>2 その内容を職員に周知しているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>1 処遇改善等加算通知第4の2、第5の2、第6の2</p> <p>2 処遇改善等加算通知第4の2、第5の2、第6の2</p> <p>【評価事項】</p> <p>1 「賃金改善計画書（処遇改善等加算 I・II・III）」または「賃金改善を行う旨の誓約書」を都道府県知事に提出していない。【C】</p> <p>2 その具体的な内容を職員に周知していない。【C】</p> <p>3 就業規則等において、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及び賃金体系を定めていない。【B】</p>	<p>【基本的考え方】 (新設)</p> <p>【観点】 (新設)</p> <p>【関係法令等】 (新設)</p> <p>【評価事項】 (新設)</p>	<p>検査基準見直しのため</p>
<p>12 公定価格における各種加算等の状況</p> <p>(6) 処遇改善等加算</p> <p>ウ 処遇改善等加算 I キャリアパス要件</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>処遇改善等加算通知第4の3 (1)及び(2)のいずれにも適合すること又は加算IIの適用を受けていること。</p> <p>(1) 次の要件のすべてに適合し、それらの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知していること。</p>	<p>【基本的考え方】 (新設)</p>	<p>検査基準見直しのため</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>(ア) 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件を定めていること。</u></p> <p><u>(イ) (ア) に掲げる職員の職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めていること。</u></p> <p><u>(2) 職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見交換しながら、資質向上の目標並びに次の (ア) 及び (イ) に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、それを全ての職員に周知していること。</u></p> <p><u>(ア) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、職員の能力評価を行うこと。</u></p> <p><u>(イ) 資格取得のための支援を実施すること。</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>1 就業規則等において、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及び賃金体系を定めているか。</u></p> <p><u>2 資質向上の目標を具体的に計画しているか。</u></p> <p><u>3 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施しているか。</u></p> <p><u>4 職員の能力評価基準を定め、職員の能力評価を適正に実施しているか。</u></p> <p><u>5 資格取得のための支援を実施しているか。</u></p> <p><u>6 要件に掲げる事項を全ての施設・事業所職員に周知しているか。</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>1 処遇改善等加算通知第4の3(1)</u></p> <p><u>2 処遇改善等加算通知第4の3(2)</u></p> <p><u>3 処遇改善等加算通知第4の3(2)</u></p> <p><u>4 処遇改善等加算通知第4の3(2)</u></p> <p><u>5 処遇改善等加算通知第4の3(2)</u></p> <p><u>6 処遇改善等加算通知第4の3(2)</u></p> <p>【評価事項】</p> <p><u>1 就業規則等において、職員の職位、職責又は職務内容等に</u></p>	<p>【観点】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>【評価事項】</p> <p><u>(新設)</u></p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>応じた勤務条件等の要件及び賃金体系を定めていない。【C】</u></p> <p><u>2 資質向上の目標を具体的に計画していない。【B】</u></p> <p><u>3 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施していない。【B】</u></p> <p><u>4 職員の能力評価基準を定め、職員の能力評価を適正に実施していない。【B】</u></p> <p><u>5 資格取得のための支援を実施していない。【B】</u></p> <p><u>6 要件に掲げる事項を全ての施設・事業所職員に周知していない。【B】</u></p>		
<p>12 <u>公定価格における各種加算等の状況</u></p> <p>(6) 処遇改善等加算 エ 処遇改善等加算Ⅱ 加算要件</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>1 次に掲げる加算の区分に応じそれぞれに定める職員(看護師、調理員、栄養士、事務職員等を含む。)に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件(職員の賃金に関するものを含む。)及びこれに応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していること。</u></p> <p><u>i 加算Ⅱ-① 次に掲げる要件を満たす職員(以下「副主任保育士等」という。)</u></p> <p><u>a 副主任保育士・専門リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること。</u></p> <p><u>b 概ね7年以上の経験年数を有するとともに、別に定める研修を修了していること。</u></p> <p><u>ii 加算Ⅱ-② 次に掲げる要件を満たす職員(以下「職務分野別リーダー等」という。)</u></p> <p><u>a 職務分野別リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること。</u></p> <p><u>b 概ね3年以上の経験年数を有するとともに、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野を担当するとともに、別に定める研修を修了していること</u></p> <p><u>※「概ね」の判断については、施設・事業所の職員の構成・状況を踏まえた柔軟な対応が可能である。</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>検査基準見直しのため</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>2 個別の職員に対する賃金の改善額は、次に掲げる職員の区分に応じそれぞれに定める要件を満たすこと。</u></p> <p><u>i 副主任保育士等 原則として月額4万円。ただし、月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した上で、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができる。</u></p> <p><u>ii 職務分野別リーダー等 原則として月額5千円。ただし、副主任保育士等において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができる。</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>1 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知しているか。</u></p> <p><u>2 副主任保育士等や職務分野別リーダーが、職位の発令や職務命令を受けており、かつ、経験年数や研修要件を満たしているか。</u></p> <p><u>3 個別の職員に対する賃金の改善額は、要件を満たしているか。</u></p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>1 処遇改善等加算通知第5の2(1)ケ、(2)カ</u></p> <p><u>2 処遇改善等加算通知第5の2(1)コ</u></p> <p>【評価事項】</p> <p><u>1 就業規則等において、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及び賃金体系を定めていない。【C】</u></p> <p><u>2 副主任保育士等や職務分野別リーダーが、要件を満たしていない。【C】</u></p> <p><u>3 個別の職員に対する賃金の改善額が、要件を満たしていない。【C】</u></p>	<p>【観点】 <u>(新設)</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(新設)</u></p> <p>【評価事項】 <u>(新設)</u></p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
<p>12 <u>公定価格における各種加算等の状況</u> (7) 管理者を配置していない場合</p>	<p>【基本的考え方】 1 <u>要件(※1)を満たす施設長を配置(※2)していない施設に適用する。</u></p> <p>※1: <u>管理者は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、当時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする。</u> ※2: <u>2以上の事業所又は他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす管理者を配置したこととはならない。</u></p> <p>【観点】 1 <u>要件を満たした管理者を配置しているか。</u></p> <p>【関係法令等】 (1) <u>留意事項通知第1(1)別紙6IV3</u></p> <p>【評価事項】【評価】 (1) <u>要件を満たした管理者を配置していない、かつ減算処理がなされていない。【C】</u> (2) <u>要件を満たした管理者を配置していないが、減算処理はなされている。【B】</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>検査基準見直しのため</p>
<p>12 <u>公定価格における各種加算等の状況</u> (8) <u>その他</u></p>	<p>【基本的考え方】 <u>留意事項通知には、基本分単価において充足すべき職員や、各加算の要件等について定められている。加算を取得する際には、要件を満たしていることが必要である。</u></p> <p>【観点】 1 <u>留意事項通知の要件を満たしているか。</u></p> <p>【関係法令等】 1 <u>留意事項通知</u></p>	<p>【基本的考え方】 <u>(新設)</u></p> <p>【観点】 <u>(新設)</u></p> <p>【関係法令等】 <u>(新設)</u></p>	<p>検査基準見直しのため</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>【評価事項】</p> <p>1 <u>留意事項通知に違反している。【C】</u></p> <p>2 <u>留意事項通知に一部違反している。【B】</u></p>	<p>【評価事項】</p> <p><u>(新設)</u></p>	
<p>13 法外援護費の状況</p> <p>(2) 法外援護費上の常勤・非常勤の取り扱い</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>(1) 常勤保育士</p> <p>事業主と直接、期間の定めのない労働契約（1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）を結び、労働基準法施行規則第5条第1項第1号の3により明示された就業場所が当該施設であり、かつ、従事すべき業務が保育であって、<u>勤務時間が当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達しているか、1日6時間以上かつ月20日以上であり、常態的に勤務し、当該施設（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であるものをいう。</u></p> <p><u>また、上記に掲げる常勤のうち、各施設の就業規則等において定められている常勤の従業者が勤務すべき1か月の勤務時間数（当該施設における最大所定労働時間数）に達しない者については、常勤換算を行うこととする。</u></p> <p>(2) <u>保育士増配置加算、保健師等配置加算、給食調理員配置加算</u></p> <p>基準職員のほかに対象となる職員が1人以上いる場合で、対象職員の勤務時間の合計が、常勤職員の月の所定労働時間の半分を上回る場合に支給する。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 運営費要綱第2条（10）</p> <p><u>(2) 運営費要綱別記第1</u></p> <p>(3) 法外援護費の加算適用要件について</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>(1) 常勤保育士</p> <p><u>施設の就業規則等で定めた常勤のうち、</u>事業主と直接、期間の定めのない労働契約（1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）を結び、労働委順豊施行規則第5条第1項第1号の3により明示された就業場所が当該施設であり、かつ、従事すべき業務が保育であって、勤務時間が当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達しているか、1日6時間以上かつ月20日以上であり、常態的に<u>継続して</u>勤務し、当該施設（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であるものをいう。</p> <p>(2) <u>非常勤保育士加算</u></p> <p>基準職員のほかに対象となる職員が1人以上いる場合で、対象職員の勤務時間の合計が、常勤職員の月の所定労働時間の半分を上回る場合に支給する。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 運営費要綱第2条（10）</p> <p><u>(2) (追加)</u></p> <p>(3) 法外援護費の加算適用要件について</p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<u>(4) 運営費要綱別表備考 3、4、5</u>	<u>(4) (追加)</u>	
13 法外援護費の状況 (3) 保護者からの実費徴収について	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 受給者は、法外援護費と用途が重なる経費に関し、入所児童の保護者から費用を徴収してはならない。</p> <p><u>2 特定地域型保育事業において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められないもの及び保育料に含まれるもの。</u></p> <p><u>例示</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳 ・昼食用の布団、上掛け、毛布等（ただし、シーツ・布団カバー類、タオル、タオルケットを除く） ・給食用食器（コップ、箸、スプーン等を含む） ・哺乳瓶 ・台布巾 ・個人のものとして持ち帰れない文房具、絵本等（共用の糊など） ・紙オムツの廃棄費用 ・給食費（3号認定こどもの保育料には、給食費が含まれる） <p><u>3 実費徴収が認められない費用を保護者に負担させていると誤解を招く恐れのある説明をしてはならない。</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>2 実費徴収が認められない費用を保護者に負担させていると誤解を招く恐れのある説明をしていないか。</u></p> <p>【評価事項】</p> <p><u>(2) 実費徴収が認められない費用を保護者に負担させてい</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 受給者は、法外援護費と用途が重なる経費に関し、入所児童の保護者から費用を徴収してはならない。</p> <p><u>2 (追加)</u></p> <p><u>3 (追加)</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>2 (追加)</u></p> <p>【評価事項】</p> <p><u>(2) (追加)</u></p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<u>ると誤解を招く恐れのある説明をしている。【B】</u>		

【新旧対照表】 令和6年度 特定地域型保育事業指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
凡例 保 育 内 容（関係法令及び通知等）			
項目番号 32	【関係法令及び通知等】 昭和58年4月21日児発第284号（ <u>削除</u> ）「保育所における嘱託歯科医の設置について」	【関係法令及び通知等】 昭和58年4月21日児発第284号（ <u>通知</u> ）「保育所における嘱託歯科医の設置について」	誤記に伴う訂正
項目番号 40～53	<u>40～53</u> （略）	<u>40～52</u> （略）	項目番号40の新規追加による40から53までの連番修正
項目番号 40	【関係法令及び通知等】 <u>40 令和6年2月8日5福祉子保第3004号「保育施設における睡眠時の安全管理の徹底について（通知）」</u> 【略称】 <u>5福祉子保第3004号通知</u>	【関係法令及び通知等】 <u>(追加)</u> 【略称】 <u>(追加)</u>	新規追加
項目番号 42	<u>42 令和4年6月13日府子本679号、4初幼教第9号、子少発0613第1号、子保発0613第1号「教育・保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止について（通知）」</u> 【略称】 府子本第 <u>679</u> 号通知	<u>41 令和2年6月12日府子本659号、2初幼教第10号、子少発0612第1号、子保発0612第1号「教育・保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止について（通知）」</u> 【略称】 府子本第 <u>659</u> 号通知	通知発出による修正 通知発出による修正
項目番号 43	【関係法令及び通知等】 平成26年9月5日雇児発0905第2号（ <u>削除</u> ）「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（ <u>通知</u> ）」	【関係法令及び通知等】 平成26年9月5日雇児発0905第2号 <u>通知</u> 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」	誤記に伴う訂正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
項目番号 44	【略称】 <u>都</u> 第 353 号知	【略称】 <u>57 福児母</u> 第 353 号通知	略称の変更
項目番号 45	【関係法令及び通知等】 <u>令和 5 年 12 月 14 日こ成安第 142 号、5 教参学第 30 号「教育・保育施設等における事故の報告等について」</u> 【略称】 <u>こ成安第 142 号通知</u>	【関係法令及び通知等】 <u>平成 29 年 11 月 10 日府子本第 912 号、29 初幼教第 11 号、子保発 1110 第 1 号、子子発 1110 第 1 号、子家発 1110 第 1 号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」</u> 【略称】 <u>府子本第 912 号通知</u>	通知発出に伴う修正
項目番号 46	【関係法令及び通知等】 <u>令和 5 年 12 月 25 日 5 福祉子保第 2346 号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」</u> 【略称】 <u>5 福祉子保第 2346 号通知</u>	【関係法令及び通知等】 <u>平成 27 年 3 月 27 日 26 福保子保第 2984 号「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」</u> 【略称】 <u>26 福保子保第 2984 号通知</u>	通知発出に伴う修正
項目番号 48	【関係法令及び通知等】 <u>令和 5 年 12 月 14 日こ成安第 143 号、5 教参学第 31 号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」</u>	【関係法令及び通知等】 <u>平成 28 年 3 月 31 日府子本第 191 号・27 文科初第 1788 号・雇児保発 0331 第 6 号・雇児職発 0331 第 1 号・雇児福発 0331 第 2 号・雇児保発 0331 第 2 号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」</u>	通知発出に伴う修正
項目番号 49	【関係法令及び通知等】 平成 27 年 3 月 31 日 <u>26</u> 子保発第 14187 号「大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱」	【関係法令及び通知等】 平成 <u>27</u> 年 3 月 31 日 <u>27</u> 子保発第 14187 号「大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱」	誤記に伴う訂正
項目番号 50	【関係法令及び通知等】 <u>令和 6 年 4 月 1 日子成保第 225 号「延長保育事業の実施について」</u>	【関係法令及び通知等】 <u>平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 10 号「延長保育事業の実施について」</u>	通知発出に伴う修正
項目番号 51	【関係法令及び通知等】 令和 5 年 5 月 22 日 5 こ保発第 <u>10914</u> 号「特定教育・保育	【関係法令及び通知等】 令和 5 年 5 月 22 日 5 こ保発第 <u>10749</u> 号「特定教育・保育施設	誤記に伴う訂正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	施設等における事故発生時の事故報告書の提出について」	等における事故発生時の事故報告書の提出について」	
Ⅱ－② 保 育 内 容			
1 保育の状況 (1) 保育所保育に関する基本原則	<p>【基本的考え方】 (役割) 小規模保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所（A型及びB型に限る。以下「保育所」という。）は、<u>児童福祉法第39条の規定に基づき</u>、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。 (略)</p>	<p>【基本的考え方】 (役割) 小規模保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所（A型及びB型に限る。以下「保育所」という。）は、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。 (略)</p>	誤記に伴う訂正
1 保育の状況 (2) 人権の尊重 イ 虐待等の行為	<p>【基本的考え方】 家庭的保育事業所等の職員は、利用乳幼児に対し、次に上る行為その他当該利用入用児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ①～④ (略) <u>参考)保育所等における虐待等の防止及び発生時の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月 子ども家庭庁）</u></p>	<p>【基本的考え方】 家庭的保育事業所等の職員は、利用乳幼児に対し、次に上る行為その他当該利用入用児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ①～④ (略)</p>	通知発出による追加
1 保育の状況 (8) 保育の体制 イ 保育士の配置 (ア) A型	<p>【基本的考え方】 <u>必要な保育士の数は、利用定員及び入所児童数それぞれについて、条例第30条第2項に規定する児童の年齢別に、同条に規定する保育士の員数の基準となる児童数で除し、小数点1位(小数点2位以下切捨て)まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数に1を加えた数を比較し、いずれが多い方とする。</u> (略)</p> <p>【関係法令等】 (1)～(2) (略) (3) 事務取扱要綱第13条第<u>1</u>項</p>	<p>【基本的考え方】 <u>保育に従事する職員は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、事務取扱要綱に定める計算式により算出し、いずれが多い方の員数とする。</u> (略)</p> <p>【関係法令等】 (1)～(2) (略) (3) 事務取扱要綱第13条第<u>2</u>項 (4) (略)</p>	<p>文言を都事務取扱要綱から、区事務取扱要綱に修正</p> <p>誤記に伴う訂正</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	(4) (略)		
1 保育の状況 (8) 保育の体制 イ 保育士の配置 (イ) B型	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>必要な保育従事者の数は、利用定員及び入所児童数それぞれについて、条例第32条第2項に規定する児童の年齢別に、同条に規定する保育従事者の員数の基準となる児童数で除し、小数点1位(小数点2位以下切捨て)まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数に1を加えた数を比較し、いずれが多い方とし、そのうち6割以上(小数点1位以下切上げ)は保育士とすること。</u></p> <p>(略)</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>保育に直接従事する職員は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、事務取扱要綱に定める計算式により算出し、いずれが多い方の員数とする。</u></p> <p>(略)</p>	文言を都事務取扱要綱から、区事務取扱要綱に修正
2 食事の提供の状況 (2) 食事計画と献立業務 ア 食事計画	<p>【観点】</p> <p>3 定期的に施設長を含む関係職員が参加の上、給食(献立)会議等による情報の共有を図っているか。</p> <p>【関係法令】</p> <p>(1) 子母発 0331 第1号通知 <u>3(2)</u></p>	<p>【観点】</p> <p>3 定期的に施設長を含む関係職員が参加の上、給食(献立)会議等による情報の共有を図っているか。</p> <p>【関係法令】</p> <p>(1) 子母発 0331 第1号通知</p>	誤記に伴う訂正
2 食事の提供の状況 (2) 食事計画と献立業務 イ 献立の作成	<p>【関係法令等】</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 延長保育実施要綱「<u>別紙</u>」<u>5(1)</u></p>	<p>【関係法令等】</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 延長保育実施要綱</p>	誤記に伴う訂正
2 食事の提供の状況 (3) 食事の提供 ア 献立に基づく提供	<p>【関係法令等】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児発第471号通知 別紙1-2(2) 第2[共通事項]<u>(4)</u></p>	<p>【関係法令等】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児発第471号通知 別紙1-2(2) 第2[共通事項]</p>	誤記に伴う訂正
2 食事の提供の状況 (3) 食事の提供 イ 児童の状況に応じた配慮	<p>【観点】</p> <p>3 食物アレルギーへの対応を適切に行っているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 保育所保育指針 第2章1(2)ア(ウ)②</p>	<p>【観点】</p> <p>3 食物アレルギーへの対応を適切に行っているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 保育所保育指針 第2章1(2)ア(ウ)②</p>	誤記に伴う訂正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	第2章2(2)ア(ウ)② <u>第3章1(3)ウ</u> <u>第3章2(2)ウ</u> (2) (略)	第2章2(2)ア(ウ)② (2) (略)	
3 健康・安全の状況 (3) 健康状態の把握	【観点】 2 必要に応じ、保護者に連絡をしているか 【関係法令等】 <u>(1) 設備・運営基準条例第27条、第31条、第33条、第49条</u>	<u>(追加)</u>	関係法令の追加
3 健康・安全の状況 (5) 疾病等への対応 イ 感染症	【基本的考え方】 感染症やその他の疾病の(削除)発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。 【観点】 2 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。 【関係法令等】 (1) 保育所保育指針第3章1 <u>(1)ア、イ</u> 【観点】 4 感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか。 【関係法令等】 (1) (略) <u>(削除)</u>	【基本的考え方】 感染症やその他の疾病の <u>発生子防に努め、その</u> 発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。 【観点】 2 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。 【関係法令等】 (1) 保育所保育指針第3章1 <u>(3)イ</u> 【観点】 4 感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか。 【関係法令等】 (1) (略) <u>(2) 保育所保育指針第3章1(3)イ</u>	所用の文言修正 誤記に伴う追加 誤記に伴う訂正
3 健康・安全の状況 (6) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	【基本的考え方】 (対策例) ・児童の顔が見える仰向けに <u>しっかりと</u> 寝かせる	【基本的考え方】 (対策例) ・児童の顔が見える仰向けに寝かせる	通知発出を踏まえて文書修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>・照明は、児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。<u>顔色がしっかり確認できること。(採光、布団等が顔にかぶっていないか。)</u></p> <p>・児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。(0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。)</p> <p>・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。</p> <p>・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。</p> <p>・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。</p> <p>・厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。</p> <p>・<u>必ず大人が見ていること。(子供から目を離さない、子供全員が見える位置につく、死角を作らない。)</u></p> <p>・児童のそばを離れない。機器の使用の有無に関わらず、必ず職員がそばで見守る。こどもを独りにしない。(こどもだけにしない。)</p> <p>・保育室内の禁煙を徹底する。</p> <p>・<u>日々、個々の体調確認の徹底(個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等)</u></p> <p>参考 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p><u>参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</u></p> <p>【観点】</p> <p>1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 保育所保育指針第2章1(3)ア第3章1(3)イ、第3章3(2)ア、イ</p>	<p>・照明は、児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。</p> <p>・児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。(0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。)</p> <p>・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。</p> <p>・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。</p> <p>・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。</p> <p>・厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。</p> <p>・児童のそばを離れない。機器の使用の有無に関わらず、必ず職員がそばで見守る。こどもを独りにしない。(こどもだけにしない。)</p> <p>・保育室内は禁煙とする。</p> <p>参考 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>【観点】</p> <p>1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 保育所保育指針第2章1(3)ア第3章1(3)イ、第3章3(2)イ</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>所用の文言修正</p> <p>通知発出による</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	(2)～(6) (略) <u>(7) 5 福祉子保第 3004 号通知</u>	(追加)	関係法令等修正
3 健康・安全の状況 (6) 乳幼児突然死症候 群の予防及び睡眠 中の事故防止	【観点】 2 睡眠時チェック表を作成しているか 【関係法令等】 (1)～(6) (略) (7) 運営費(削除)要綱第 16 条 2 <u>(8) 5 福祉子保第 3004 号通知</u>	【観点】 2 睡眠時チェック表を作成しているか 【関係法令等】 (1)～(6) (略) (7) 運営費支給要綱第 16 条 2 (追加)	誤記に伴う訂正
3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 ア 事故防止	【基本的考え方】 (対策例) (略) ・施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所 ^{箇所} の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。 【観点】 1 児童の事故防止に配慮しているか 【関係法令等】 (1)～(3) (略) (4) 府子本第 <u>679</u> 通知 (5) 児発第 471 号通知別紙 1－2(2) 第 1-1 [保育所](5) 【観点】 5 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。 【関係法令】 (1)～(3) 略 (4) 府子本第 <u>679</u> 号通知	【基本的考え方】 (対策例) (略) ・施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所 ^{箇所} の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。 【観点】 1 児童の事故防止に配慮しているか 【関係法令等】 (1)～(3) (略) (4) 府子本第 <u>659</u> 通知 (5) 児発第 471 号通知別紙 1－2(2) 第 1-1 [保育所](5) 【観点】 5 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。 【関係法令】 (1)～(3) 略 (4) 府子本第 <u>659</u> 号通知	誤記に伴う訂正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>【観点】</p> <p>6 児童の送迎は保護者等が行うよう周知徹底しているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 雇児総発第 402 号通知別添-2-1 (職員の共通理解と所内体制) (保育所(削除)の通所時における安全確認)</p>	<p>【観点】</p> <p>6 児童の送迎は保護者等が行うよう周知徹底しているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 雇児総発第 402 号通知別添-2-1 (職員の共通理解と所内体制) (保育所・<u>障害児通園施設</u>の通所時における安全確認)</p>	
3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 イ 損害賠償	<p>【関係法令等】</p> <p><u>(1) 都第 353 号通知</u></p> <p><u>(2) 運営基準条例第 50 条</u> (第 32 条第 4 項準用)</p> <p><u>(3) 雇児発 0905 第 2 号通知</u></p>	<p>【関係法令等】</p> <p><u>(1) 運営基準条例第 50 条</u> (第 32 条第 4 項準用)</p> <p><u>(2) 雇児発 0905 第 2 号通知</u></p>	誤記に伴う訂正
3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 ウ 事故発生時の対応	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 事故により傷害等が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。(削除) (略)</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) <u>5 福祉子保第 2346 号通知</u></p> <p>(4)~(5) (略)</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 事故により傷害等が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。<u>次に掲げる事故等が発生した場合には区に報告すること。</u> (略)</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) <u>26 福祉子保第 2984 号通知</u></p> <p>(4)~(5) (略)</p>	誤記に伴う訂正 通知発出に伴う修正
3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 ウ 事故発生時の対応	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 次に掲げる事故等が発生した場合には、区市町村に報告すること。</p> <p>① 死亡事故</p> <p><u>② 意識不明事故 (どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 次に掲げる事故等が発生した場合には、区市町村に報告すること。</p> <p>① 死亡事故 <u>(追加)</u></p>	通知発出に伴う修正及び誤記に伴う訂正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>③ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病<u>削除</u>を伴う重篤な事故<u>削除</u></p> <p>④ 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア～イ (略) ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に<u>施設長</u>が報告を必要と認めた場合</p> <p>⑤ 迷子、置き去り、連れ去り等が<u>発生し、又は</u>発生しかけた場合</p> <p>⑥ その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案（児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む）が発生した場合 (略)</p> <p>【関係法令等】 (1) <u>こ成安第142号通知</u> (2) <u>5福祉子保第2346号通知</u> (3)～(4) (略) (5) 運営費要綱第<u>16条</u></p>	<p>② 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病<u>等</u>を伴う重篤な事故<u>等</u></p> <p>③ 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア～イ (略) ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に<u>園長</u>が報告を必要と認めた場合</p> <p>④ 迷子、置き去り、連れ去り等が<u>発生し又は</u>発生しかけた場合</p> <p>⑤ その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案（児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む）が発生した場合 (略)</p> <p>【関係法令等】 (1) <u>府子本第912号通知</u> (2) <u>26福保子保第2984号通知</u> (3)～(4) (略) (5) 運営費要綱第<u>18条</u></p>	通知発出による修正及び誤記に伴う訂正
3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 ウ 事故発生時の対応	<p>【観点】 3 区に別記第<u>10</u>号様式で事故報告書を提出しているか</p>	<p>【観点】 3 区に別記第<u>7</u>号様式で事故報告書を提出しているか</p>	誤記に伴う訂正

【新旧対照表】 令和6年度 特定地域型保育事業指導検査基準の主な改正内容（会計経理）

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
凡 例 会 計 経 理（関係法令及び通知等）			
項目番号 5 関係法令及び通知等	<u>令和5年6月7日こ成保395 文科初第591号「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」</u>		新設
項目番号 5 関係法令及び通知等		令和2年7月30日付府子本第761号「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」	廃止
Ⅲ-② 会計経理			
Ⅱ 社会福祉法人以外の者の会計経理 (1) 経理処理等	<p>【基本的な考え方】</p> <p><u>家庭的保育事業等を経営する事業に係る決算書は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。</u></p> <p><u>企業会計で作成した決算書から組み替えて、社福祉法人会計基準により決算書を作成している場合には企業会計で作成した総勘定元帳と金額が一致しない項目について、その理由及び金額を管理する必要がある。</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>4 企業会計で帳簿を作成し、行政提出用に社会福祉法人会計基準に準じた様式で決算書を作成している場合は、決算書の各勘定科目の金額の根拠等について、企業会計で作成している帳簿との整合性がとれているか。</u></p> <p>【評価事項】</p> <p><u>4 帳簿と決算書の整合性がとれていない。</u></p> <p>【関係法令等】</p>	(新設)	通知に合わせて項目追加

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>4 家庭的保育事業等認可等通知第1の3(4)</u></p> <p>【評価】C</p> <p>【観点】</p> <p><u>5 家庭的保育事業等を経営する事業に係る貸借対照表に計上された現金預金が実在するか。</u></p> <p>【評価事項】</p> <p><u>5 家庭的保育事業を経営する事業にかかる貸借対照表に計上された現金預金の実在しない。</u></p> <p>【評価】C</p> <p>【観点】</p> <p><u>6 現金預金について他の事業の資金を同一通帳により管理保管している場合は、通帳等の内訳を管理しているか。</u></p> <p>【評価事項】</p> <p><u>6 現金預金保管されている通帳等の内訳を管理していない。</u></p> <p>【評価】C</p>		
<p>Ⅲ 共通(社会福祉法人とそれ以外の者) 大田区追補</p> <p>1 処遇改善等加算</p> <p>(1) 加算額に係る使途</p>	<p>(1)</p> <p>3</p> <p>【基本的な考え方】</p> <p>加算Ⅰの賃金改善要件分及び加算Ⅲ(令和6年度までの間は加算Ⅱを含む。)に・・・</p>	<p>(1)</p> <p>3</p> <p>【基本的な考え方】</p> <p>加算Ⅰの賃金改善要件分及び加算Ⅲ(令和4年度までの間は加算Ⅱを含む。)に・・・</p>	<p>「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成5年6月7日付こ成保39)」新設に伴う改訂</p>
(2) 処遇改善等加算Ⅰ			「施設型給付費

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
加算率	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>常勤職員（就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（一か月に120時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であって一日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの）</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>常勤職員（その施設・事務所に勤務する全ての常勤職員とすること。常勤職員以外の者であっても、一日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、これを常勤とみなして含める。）</u></p>	<p>等に係る処遇改善等加算について（平成5年6月7日付こ成保39）」新設に伴う改訂</p>
<p>(5) 処遇改善等加算Ⅱ</p> <p>1（加算認定に係る要件）</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 <u>（加算認定に係る要件）</u></p> <p>（2） <u>加算Ⅱ新規事由がある場合、加算Ⅱ新規事由に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等見込総額が特定加算見込額を下回っていないこと。</u></p> <p><u>加算の区分に応じ、それぞれに定める職員に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していること。</u></p> <p><u>加算Ⅱ新規事由がない場合、賃金改善実施期間において、対象職員に係る賃金見込総額が当該職員に係る起点賃金水準を下回っていないこと。</u></p> <p><u>加算当年度における対象職員に係る役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給の総額が加算当年度の加算Ⅱによる加算見込額を下回っていないこと。</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1</p> <p>（2） <u>また、加算Ⅱ新規事由がある場合又は加算Ⅱ新規事由がない場合の要件等を満たしているか</u></p>	<p>「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（平成5年6月7日付こ成保39）」新設に伴う改訂</p> <p>通知第6 2 （1）アの要件を記載し 加算Ⅲと整合させた</p>
<p>(5) 処遇改善等加算Ⅱ</p> <p>2（実績報告に係る要件）</p>	<p>2（実績報告に係る要件）</p> <p>（2） <u>加算Ⅱ新規事由がある場合、加算Ⅱ新規事由に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回っていないこと。</u></p> <p><u>加算Ⅱ新規事由がない場合、賃金改善実施期間において、対象職員に係る支払賃金総額が当該職員に係る起点賃金水準を下回っていないこと。</u></p> <p><u>加算当年度における対象職員に係る役職手当、職務手当</u></p>	<p>2（実績報告に係る要件）</p> <p>（2） <u>また、加算Ⅱ新規事由がある場合又は加算Ⅱ新規事由がない場合の要件等を満たしているか</u></p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給の総額が加算当年度の加算Ⅱによる加算実績額を下回っていないこと。</u></p>		
<p>Ⅲ 共通（社会福祉法人とそれ以外の者）大田区追補 1 処遇改善等加算 (6) 処遇改善等加算Ⅲ 1 (加算認定に係る要件)</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 (加算認定に係る要件) (2) <u>加算Ⅲ新規事由がある場合、賃金改善実施期間において、職員（法人の役員を兼務している施設長を除く。）に係る賃金改善等見込総額が特定加算見込額を下回っていないこと。</u> <u>職員の賃金見込総額のうち加算Ⅲにより改善を行う部分の総額が加算当年度の加算見込額を下回っていないこと。</u> <u>また、加算Ⅲにより改善を行う部分の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げによるものであること。</u></p> <p><u>加算Ⅲ新規事由がない場合、賃金改善実施期間において、職員に係る賃金見込総額が、当該職員に係る起点賃金水準を下回っていないこと。</u> <u>職員の賃金見込総額のうち加算Ⅲにより改善を行う部分の総額が加算当年度の加算見込額を下回っていないこと。</u> <u>また、加算Ⅲにより改善を行う部分の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げによるものであること。</u></p> <p>【観点】</p> <p>1 (2) <u>加算Ⅲ新規事由がある場合又は加算Ⅲ新規事由がない場合の要件等を満たしているか。</u></p> <p>【評価事項】</p> <p>(2) <u>加算Ⅲ新規事由がある場合又は加算Ⅲ新規事由がない場合の要件等を満たしていない。</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 (加算認定に係る要件) (2) <u>また、賃金改善期間中に処遇改善等加算通知第6 2 (1)アの要件を満たしていること。</u></p> <p>【観点】</p> <p>1 (2) <u>賃金改善期間中に処遇改善等加算通知第6 2 (1)アの要件を満たしているか。</u></p> <p>【評価事項】</p> <p>(2) <u>賃金改善期間中に処遇改善等加算通知第6 2 (1)アの要件を満たしていない。</u></p>	<p>「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（平成5年6月7日付こ成保3939）」新設に伴う改訂</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
1 処遇改善等加算 (6) 処遇改善等加算Ⅲ 2 (実績報告に係る要件)	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 (実績報告に係る要件)</p> <p>(2) <u>加算Ⅲ新規事由がある場合、賃金改善実施期間において、職員に係る賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回っていないこと。</u></p> <p><u>職員の支払賃金のうち、加算Ⅲにより改善を行う部分の総額が加算当年度の加算実績額を下回っていないこと。また加算Ⅲにより改善を行う部分の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。</u></p> <p><u>加算Ⅲ新規事由がない場合、賃金改善実施期間において、職員に係る支払賃金総額が、当該職員に係る起点賃金水準を下回っていないこと。</u></p> <p><u>職員の支払賃金のうち、加算Ⅲにより改善を行う部分の総額が加算当年度の加算実績額を下回っていないこと。また、加算Ⅲにより改善を行う部分の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げによるものであること。</u></p> <p>【観点】</p> <p>2</p> <p>(2) <u>加算Ⅲ新規事由がある場合又は加算Ⅲ新規事由がない場合の要件等を満たしているか。</u></p> <p>【評価事項】</p> <p>2</p> <p>(2) <u>加算Ⅲ新規事由がある場合又は加算Ⅲ新規事由がない場合の要件を満たしていない。</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 (実績報告に係る要件)</p> <p>(2) <u>また、賃金改善期間中に処遇改善等加算通知第6 2 (2)アの要件を満たしていること。</u></p> <p>【観点】</p> <p>2</p> <p>(2) <u>賃金改善期間中に処遇改善等加算通知第6 2 (2)アの要件を満たしていること。</u></p> <p>【評価事項】</p> <p>2</p> <p>(2) <u>賃金改善期間中に処遇改善等加算通知第6 2 (2)アの要件を満たしていない。</u></p>	